

新しい資本主義実現本部の設置について

令和 3 年 10 月 15 日
閣 議 決 定

1. 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、内閣に、新しい資本主義実現本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	新しい資本主義担当大臣、内閣官房長官
本部員	他の全ての国務大臣
3. 本部の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。